

議案第17号 小松島市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について

《概要》

地域経済の活性化と雇用の創出を図る目的として創設された「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」を活用し、基金として積み立てて平成26年度の公共投資の財源とするため、新たに条例を制定するもの。

小松島市地域の元気臨時交付金基金条例

(設置)

第1条 国から交付を受ける地域の元気臨時交付金を財源とする事業を円滑に実施するため、小松島市地域の元気臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認められるときは、確実な満戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正）

2 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例（平成14年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

（8） 小松島市地域の元気臨時交付金基金条例（平成26年小松島市条例第〇号）附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第4条第2項第8号の規定は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
(有効期限)

3 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。